

会議の要点録（令和5年3月20日）

1. 議会基本条例について

これまで出来ている議会基本条例（素案）を確認した後、大阪維新の会、渡辺会員から下記のとおり、要望事項の説明を受けた。各会員は質疑し、また、座長からは各会派に持ち帰り、意見の集約をしていただくよう依頼があった。

○第4条（市民参加及び市民との連携）：議会は本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を公開とする。
→地方自治法に会議公開の原則があることから、原則公開とすべきである。

○第9条（政策討論会）：政策討論会は、議長が必要に応じて招集し、全議員をもって構成する。
政策討論会の設置運営については、各会派の代表者による会議で決定する。
→素案では、政策討論会の実行性が不明確である。実効性を担保するため、第2項としての追記を提案する。

○第12条（会派）：会派は、同一の政策や理念を共有するもので構成することに努める。

○第21条（議員の政治倫理）：別途、阪南市議会議員政治倫理条例を定める。
→素案では、具体的に言っていない。社会情勢の変化を考慮し、あらかじめ政治倫理条例を制定しておき、明文化することで、市民の皆さんと共有できる。また、議員にとっても正当性を主張できるし弁明の場ともなる。

2. その他

次回については、4月25日（火）午前10時00分からとする旨、座長から連絡された。